

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和3年9月28日

①学校名:	政策研究大学院大学 大学院(国立)	②所在地:	東京都港区六本木7-22-1		
③課程名:	科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2020/6/1
⑥責任者:	プログラムディレクター 林 隆之	⑦定員:	20名 (令和2年 本コース修了者19名)	⑧期間:	約2か月
⑨申請する課程の目的・概要:	政策研究大学院大学は、国内外の政策リーダーやプロフェッショナルの養成を目的とし、社会人を主な対象とする大学院である。その中で、本プログラムでは政府、地方自治体、大学、公的機関、企業等において、科学技術イノベーション政策や研究開発戦略の分析、企画・立案、運営、評価に必要な基礎的な理論と実践的なスキルの両面を学ぶことができる社会人向けの履修証明プログラムである。履修証明プログラムは以下の3つの内容から構成されている。(1)世界的に大きな転換期を迎えている科学技術イノベーション政策の最新動向を紹介するとともに、それらを理解し実務に生かすために必要な基礎的な理論を学修。(2)大学等の研究成果を事業化し、社会課題解決につなぐ支援方法について理論と事例から学ぶとともに、支援政策のビジネスモデル開発演習を実施、(3)フォーサイトによるビジョン形成やロジックモデルを用いた評価など、エビデンスに基づく政策形成とその効果測定に必要な手法を演習形式で学修。				
⑩4テーマへの該当の有無	・ビジネス等(経済・政治等)	⑪履修資格:	・学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者及び2022年入学月前月までに卒業見込みの者 ・プログラムが指定する「対象者」のいずれかを充たした上で(国の科学技術イノベーション政策に携わる行政官、研究開発実施や資金配分を担う組織でマネジメントに携わる職員など)、日本語での授業内容の聞き取りや、グループワークを含む議論への参加が可能である者		
⑫対象とする職業の種類:	行政職員、自治体職員、大学職員、独立行政法人職員、民間企業の科学技術イノベーション政策分野における経営企画策定に係る者				
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 日本と主要国の科学技術イノベーションとその政策の構造や歴史、動向に関する知識。特に科学技術イノベーションに関する理論的知識や研究成果の事業化の実例に関する豊富な知識を身につけられる。 また、実習を通じて理論や実例を背景とした科学技術イノベーション政策を形成、実施、評価する技能を身につけることができる。	(得られる能力) ①科学技術イノベーション政策の現状、イノベーション創出の支援方策、政策形成や評価などのエビデンスに基づく意思決定の方法についての理解を得る。②現在の国内外の政策課題を踏まえて、受講者の環境における政策形成を行うことができるようになる。③イノベーションを実現するための主たる要因を踏まえた政策形成を行うことができるようになる。④政策形成や評価のツールを用いて、自ら政策形成と有効性の分析をすることができるようになる。			
⑭教育課程:	科学技術イノベーション政策や研究開発戦略の分析、企画、立案、運営、評価に必要な知識と方法の基礎を学修できる短期プログラムとして、3つの授業科目で構成している。「科学技術イノベーション政策概論」では内閣官房参与や経済産業省、文部科学省といった科学技術イノベーション政策の中心となる省庁にて行政経験のある、もしくは現役の行政官を講師として招き、日本を中心とした各国の科学技術イノベーション政策の動向や歴史、イノベーション理論など理論と実践の双方の教育を行っている。「公的機関からのイノベーション創出」ではTLOなど研究機関からの技術移転に関する実務家や、ベンチャーキャピタリスト、コンサルタント、インキュベータ、ソーシャルアントレプレナーなどから実際にイノベーションを起こした事例を学ぶ実践的講義に加えてビジネスモデル作成の実習を行う。「政策立案演習」では将来的に科学的・社会的イシューとなりうるトピックを予測するフォーサイト手法や、事業の事前・中間・終了・フォローアップといった各段階の政策評価の手法のグループワークを行う。政策研究の蓄積に根ざした科学的なアプローチを学び、現場で直面している課題に関する理論と実践を学ぶとともに、多様なセクターからの参加者との議論を行い、相互に学び合う。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	3科目6単位に合格した者に、履修証明書を交付する				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	履修証明書				
⑰総授業時数:	6 単位	⑱要件該当授業時数:	6単位	該当要件 双方向実務家	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数: 100%

⑩成績評価の方法:	各科目において、出席・授業への貢献度・試験・レポート提出等を考慮した上で、知識の習得・理解及び実践的なスキルを、原則として相対的に評価。
⑪自己点検・評価の方法:	大学・研究科全体として学校教育法第109条第1項に定める評価を実施しているとともに、機関別認証評価や国立大学法人評価などの第三者評価を受審している。加えて、本プログラムでは文部科学省「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業」の教育拠点として採択されており、毎年、自己点検に相当する実績報告を行うとともに、民間企業に所属する者を含むアドバイザー委員会から適宜助言を受けた上で5年に一度、外部評価を受けている。
⑫修了者の状況に係る効果検証の方法:	履修修了生に対してフォローアップ調査としてインタビュー調査を行っており、その内容を教育改善に活かすとともに、ホームページ等でも公表している。
⑬企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 政策分析を行える専門職人材を擁する文部科学省内部組織と連携協定を結び、一部の授業を担当いただいている。文部科学省「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業」の教育拠点として民間企業の有識者を含むアドバイザー委員会の助言を定期的に得ており、委員には科学技術イノベーション政策立案に関与していた企業・大学等の有識者が含まれている。 (自己点検・評価) 同事業の教育拠点として、5年に一度、第三者評価を受けており、その評価員は内閣府科学技術・イノベーション会議の前議員など政策実務を担っていた方などが含まれている。
⑭社会人が受講しやすい工夫:	土曜開講、連休を利用した集中講義、オンライン
⑮ホームページ:	https://www.grips.ac.jp/jp/ https://gist.grips.ac.jp/

事務担当者名:	前田奈美	所属部署:	教育支援課
連絡先:	(電話番号) (E-mail)	03-6439-6044 gist-ml@grips.ac.jp	

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。